目 次

第 1	章 実施計画の策定にあたって	1
1	実施計画策定の趣旨	1
2	実施計画の位置づけ	1
3	実施計画の期間	
4	- 実施計画の策定体制	
·		
第 2	章 播磨町が目指す権利擁護支援体制	3
1	「権利擁護」とは何か	
2	「誰の」権利を擁護するか	
3	どのような「まち」を目指しているか	
4		
第 3	章 成年後見制度等の利用状況	12
	- 章 支援体制整備の方向性等	
1	国における定義	
2	支援体制整備の方向性	16
3	成年後見制度の利用に関する助成制度等の在り方	21
資料	編	
1	播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会設置要綱	
2	播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会委員名簿	
3	播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会オブザーバー名簿	24
4	播磨町成年後見制度利用支援事業実施要綱	25
5	認知症高齢者の日常生活自立度等の判定基準	28
6	第3期播磨町障害者計画・第5期播磨町障害福祉計画・第1期播磨町障害児福祉計	├画〜抜
粋	~	30
7	播磨町高齢者福祉計画(第8次)及び介護保険事業計画(第7期)~抜粋~	

第 章 実施計画の策定にあたって

1 実施計画策定の趣旨

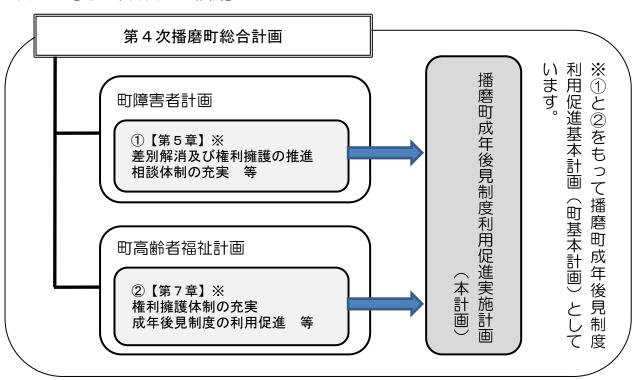
本町では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。)」が平成28年5月に施行されたことを受け、平成30年3月に制定された「播磨町高齢者福祉計画(第8次)及び介護保険事業計画(第7期)(以下「町高齢者福祉計画」という。)」及び「第3期播磨町障害者計画・第5期播磨町障害福祉計画・第1期播磨町障害児福祉計画(以下「町障害者計画」という。)」において成年後見制度の利用促進等に取り組む方針を規定することで、利用促進法第14条第1項に基づく、町の基本的な計画(播磨町成年後見制度利用促進基本計画。以下「町基本計画」という。)として位置付けてきました。

本計画は、町基本計画で「検討する」「努める」「図る」こととしている項目等について、検討の結果等を具体的に規定し、町が講ずる措置を明らかにすることによって、利用促進法第5条に基づく町の責務を全うすることを目的としています。

2 実施計画の位置づけ

利用促進法第14条第1項に基づく町基本計画の骨子として位置付け、町が取り組む事項を具体的な指針として定めるものです。

≪図1≫【町基本計画との相関】



3 実施計画の期間

本計画の期間は、令和 2 (2020) 年度から令和4 (2022) 年度までの概ね3年間とします。

また、関係法令や国の基本計画の動向、社会情勢の変化等に応じて、令和4年度を 目途として、町基本計画の在り方の検討や本計画の見直し等を行うこととします。 《図2》

(年度)

	平成 29 (2017)	30 (2018)	令和 元年 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	~
玉								
成年後見制度利用促進 基本計画		概	ね5年間					
_								
町 障害者計画 一①			1	第3期((6年間)	Γ		
町 高齢者福祉計画 一②		②第8	次(3年	間)	②第9	次(3年	間)	
町 成年後見制度利用促進		①と② ⁻	で規定		本計画			
基本計画						⟨ **		

※ 令和4年度に町基本計画の在り方の検討や本計画の見直しを行う。

4 実施計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、弁護士、司法書士、社会福祉士等の委員から組織される播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会を設置し、本計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させて策定しました。

(播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会設置要綱(平成31年要綱第9号。以下「要綱」という。)参照)

第 2 章 播磨町が目指す権利擁護支援体制

1 「権利擁護」とは何か

「権利擁護」という言葉は関係法令において具体的に定義されておらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)や介護保険法(平成9年法律第123号)に規定されている「その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助」、「その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助」という町の責務や実施する事業について詳細が把握し難い現状があります。

したがって、町が目指すべき体制を構築するにあたっては、まず「権利擁護」とは 何かを明確にすることが重要であると考えられます。

「権利擁護」という言葉の意味を考える際、その単語の組み合わせから「権利」を 「擁護する(危険や侵害から庇い、護る)こと」と読み取れることから、ここで検討 するべき事項は「擁護」するべき「権利」が何か?であると想定されます。

なお、日本国における最高法規である日本国憲法では、次のような規定が存在します。(以下、一部抜粋)

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

- 第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する 国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 上記の規定から、次のことが伺えます。※上記の規定は日本国憲法の一部であり、 日本国憲法が保障する権利は上記以外にも存在します。
 - すべての国民に対し、基本的人権が永久の権利として保障されている。
 - ② すべての国民は、個人として尊重されている。
 - ③ 個人として尊重される権利の中で最大限尊重されるのは、「生命、自由及び 幸福追求に対する国民(個人)の権利」である。

2 「誰の」権利を擁護するか

すべての国民に基本的人権や個人の尊厳が保障されていますので、すべての国民 個々人の権利が擁護されるべきことに間違いありません。

しかし、「すべての国民」という表現の中には、日本国憲法が保障する権利を自ら 行使出来る人もいれば自ら行使出来ない人も含まれています。

- ◎ 本計画における特に権利を擁護すべき(庇い、護るべき)対象者は、権利を自ら 行使出来ない人等が想定され、大きく次の3つに分類されます。
 - ① 虐待等、他者によって自らの権利が行使出来ない状況にある人。
 - ② 知的障がいや精神障がい、認知症等を原因として判断能力が低下し、自らの権利行使(自分らしく生きるための自らによる選択・意思決定)が困難になっている人。
- ③ (主に②を原因として)消費者被害等による権利侵害を受けている人。 これらの対象者は、自らの状況を自発的に発信することが不可能又は困難な状況であることが容易に想像出来ることから「どのように対象者を発見し、擁護していくのか」という観点から支援体制を構築していく必要があります。

3 どのような「まち」を目指しているか

播磨町では第4次播磨町総合計画において、まちの将来像を「まちが いきいき きらめくはりま ~未来につなげる みんなのまちづくり~」とし、基本目標を「や すらぎがあり、健やかに暮らせるまち」「つながりを大切にするまち」等として掲げています。

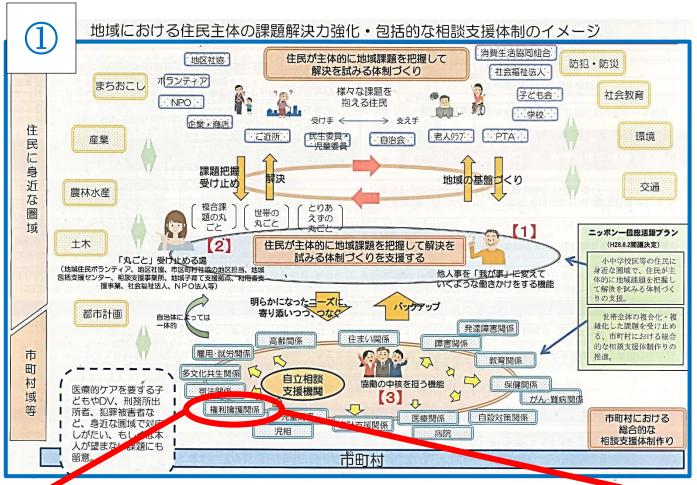
ここまで「権利擁護とは何か」、「誰の権利を擁護するか」を確認してきた内容を踏まえると、「やすらぎがあり、健やかに暮らせるまち」という基本目標とは「認知症や障害等の有無に関わらず、すべての人が安心して自らの選択に基づいた意思決定が出来るまち」と表現出来るのではないでしょうか。

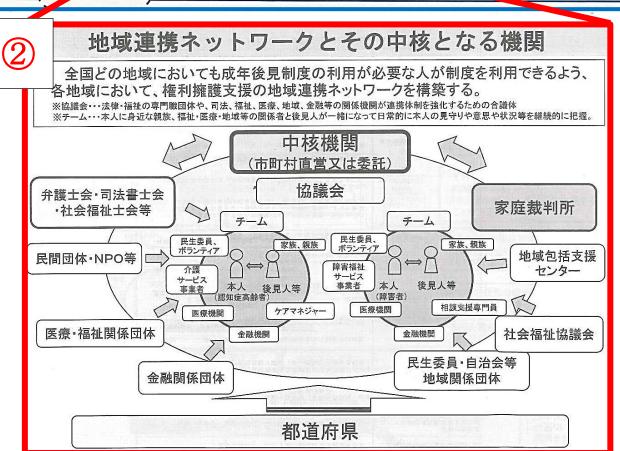
また、「つながりを大切にするまち」という基本目標については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により改正され、平成30年4月1日から新たに施行された社会福祉法(昭和26年法律第45号)が規定する「地域福祉の推進」の在り方から、「地域住民や福祉サービス事業者、支援関係機関等(以下「地域住民等」という。)が連携し、地域生活課題を把握するとともに解決を図るまち」が目指すべき姿であると考えられます。

- これらの基本目標が目指す姿は、「権利擁護」という単一のテーマのみでの検討によって実現する(支援体制が構築出来る)ものではなく、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「平成29年12月12日付け連名通知」という。)によって示されているような「市町村における包括的な支援体制の整備」いわゆる「我が事・丸ごとの地域づくり」を通じて、地域福祉の推進を図ることによって実現していく(支援体制が構築されていく)と言えます。
- ◎ 播磨町においては、本計画策定時現在、社会福祉法に規定される市町村地域福祉計画は存在しておりませんが、平成29年12月12日付け連名通知「第三市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(2)計画策定の体制と過程①市町村行政内部の計画策定体制」の項目内で成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画が(市町村地域福祉計画と)関係する他の計画の一つとして掲げられていることからも「権利擁護」の分野が地域福祉の一翼を担う(地域福祉として一体的に展開することが望ましい)分野であることが伺え、本計画の上位計画又は本計画を包括する計画として市町村地域福祉計画を策定する必要性が高まっています。
 - ① 「地域住民等が連携し、地域生活課題を把握するとともに解決を図るまち」と
 - ② 「認知症や障害等の有無に関わらず、すべての人が安心して自らの選択に基づいた意思決定が出来るまち」

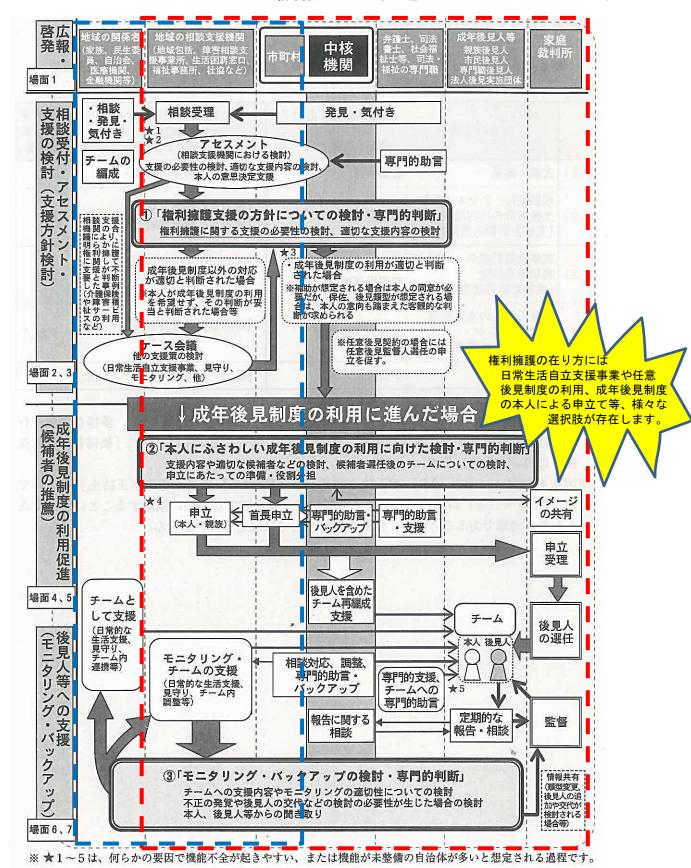
との相関関係は、国が示すイメージから《図3》のように表現することが出来ます。また、その中で機能する権利擁護支援体制のフロー図は《図4》のようになります。

≪図3≫①及び②の相関図





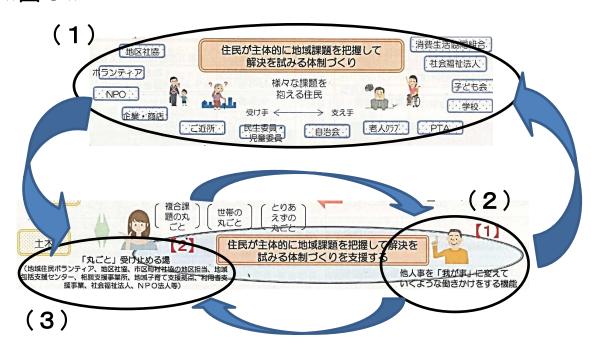
≪図4≫≪図3≫②で構築する地域連携 ネットワークが機能した状態におけるフロー図



先ほどお示ししたイメージ≪図3≫を詳しく見ていきます。≪図5≫≪図6≫

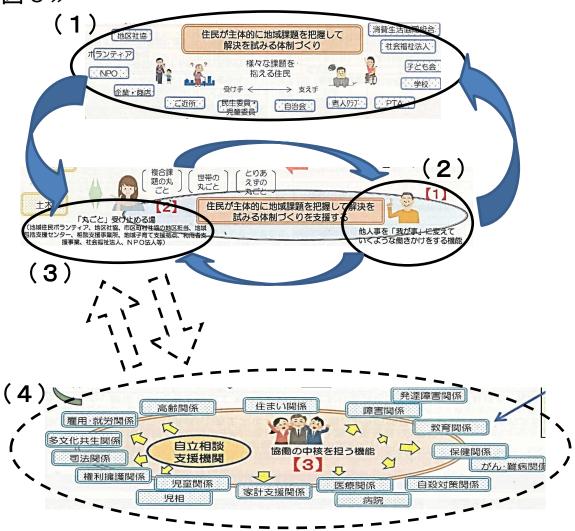
(1)住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制です。地域生活全般の中で生じる個々人の悩みや困りごと、問題、課題等を共有したり、支え合ったりする体制や仕組みが求められています。自治会やシニアクラブ、ご近所の方、民生委員・児童委員等が想定され、より地域での生活に密着した場の中で出た問題を自助、共助を中心として解決する取組みです。

≪図5≫



- (2)(1)で求められている体制づくりを支援する機能です。播磨町では、播磨町 社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーター等が該当します。地域 での問題をどうすれば地域で解決出来るかや地域住民同士の連携(組織化)等を 地域住民と一緒に考え、新たな資源を発掘・開発することで持続可能な地域づく りを支援します。把握した地域課題や地域住民では解決が困難な問題等を(3) の組織等と共有する役割も担っています。
- (3) 地域では解決出来ない個々人の課題や地域には相談し難い悩み、漠然としていて解決の糸口が見つからないような問題等を丸ごと受け止め、一緒に考える場です。播磨町では、町の総合相談窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が該当します。これらの部署や組織等は、課題や問題を丸ごと受け止める性質上、専門分野以外の組織も含めた関係機関相互の情報共有、迅速な連携等が求められます。

≪図6≫



(4)(3)の場で受け止めた課題等について、複合的で複雑な課題等を解決するため、関係する組織・団体等を支援チームとして編成し、協働する仕組みです。協働の中核を担う機能(関係団体等の参加調整、課題を抱えた個々人や世帯への中長期的な寄り添い支援等)や(3)の組織をバックアップする体制が求められています。播磨町においては、本計画策定時現在、(4)を担う明確な組織は存在せず、(3)の組織が諸般の課題や問題を解決するために必要と思われる他組織等と連携して地域住民に寄り添っている現実があります。

4 どのような「支援体制」が必要か

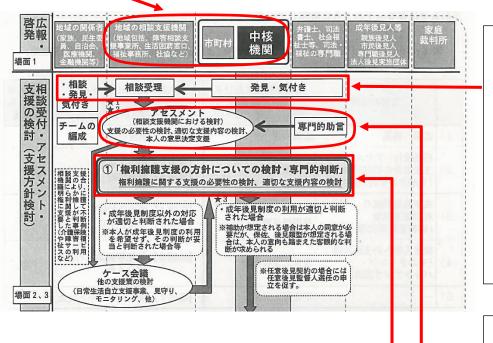
「3 どのような「まち」を目指しているか」で確認してきた方向性や現状の中で、 権利擁護分野において≪図4≫でお示しした地域連携ネットワークが機能している 状態を構築していくために必要な「支援体制」とは何でしょうか。

≪図4≫の場面や状況ごとに求められる体制等を詳細に見ていくと、「権利擁護が必要な方への支援方針が決まるまで」と「支援方針が決まってから」の2つの段階に分けて、≪図7≫≪図8≫のようになり、これらの「支援体制」が必要だと伺えます。

≪図7≫権利擁護出来ているか判断し、権利擁護が必要な方への支援方針を決定するまで

【広報機能★1】

「権利擁護」のことについて、包括的に相談対応出来る(ご本人の権利が擁護されているか判断する能力(アセスメントカ)や必要な支援を一定程度実施できる能力を持った)権利擁護支援センター等の組織が必要。※「どこに相談に行けば良いか」が分かる体制が最優先で必要。



【広報機能★2】

地域住民をはじめ、全ての関係 者・関係団体等が、権利を擁護す べき事案を発見し、気付ける体制 になるよう、権利擁護意識向上に ついて、広報・啓発が必要。

※「(虐待が疑われる事案の通報等) どういうことを相談すべきか」を地域住民等(特に公官庁やサービス事業者等)が分かっていることが必要。

【相談機能★4】

「権利擁護が図れているか」や「より積極的に権利を擁護すべきか」 等の判断がつかない相談内容について、権利擁護の支援の必要性の 判断やどのような権利擁護支援が必要か(今後の具体的な支援方針 を検討する)等の専門的な判断をする機能が必要。

【相談機能★3】

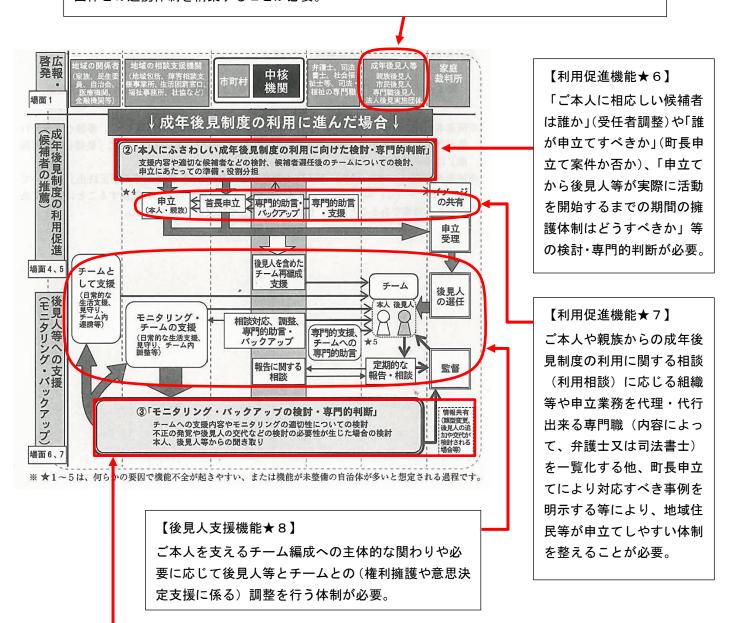
相談内容ごとに、ご本人の権利が 擁護されているか判断する能力 が必要。

※場合によっては、弁護士等の専門職から専門的な助言を得られる支援体制が必要。

≪図8≫支援方針が「成年後見制度の利用」に決定してから

【利用促進機能★5】

ご本人の判断能力の程度や置かれている状況等に相応しい後見人等の候補者を推薦出来るように 「市民後見人」や「法人後見を受任出来る法人」の養成・支援や、弁護士や司法書士等の専門職種 団体との連携体制を構築することが必要。



【後見人等の不正防止効果★9】

チームがご本人に対して行う支援内容の適切性の検討、地域の相談支援機関が行うモニタリングの実施時期や実施方法の適切性の検討、後見人等の不正が疑われる事案に係る関係者等への聞き取り等を行う仕組みが必要。状況によって、監督責任を持つ家庭裁判所に情報提供等を実施する連携体制が求められる。

第 3 章 成年後見制度等の利用状況

民法(明治29年法律第89号)において、後見・保佐・補助開始の審判対象者として「精神上の障害により事理を弁識する能力」を欠く常況にある者(又は著しく不十分若しくは不十分である者)と規定されており、最高裁判所事務総局家庭局が平成31年3月に作成した「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」においては、「認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方」と表現されています。

上記のことから、権利擁護の必要がある方のうち「成年後見制度の利用」が適当だろうと判断される方は、認知症や知的障がい等の方のうち重症度の高い方である可能性が高いと言えます。(ただし、成年後見制度は個々人の状況によって必要か否かが異なるため、一概に判断出来ない点に留意しなければなりません。)

播磨町内における認知症等の方の人数や制度の利用状況等は、概ね次のとおりです。

認知症(特に認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)の人の参考値

(単位:人) 2019/3/31 現在 65歳以上 MCIの人 人口 高齢化率 認知症の人 (軽度認知障害) 人口 播磨町 34,609 9,329 27.0% 1,399 1,213 介護保険 746 1,662 認定者 (日常生活自立度Ⅱ以上)

- 1. 介護保険認定者:播磨町保険年金グループ資料
- 2. 認知症の人、MCIの人:「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(H25.5)の有病率推計値により算出
- ・ 認知症の全国有病率推定値 15%
- MC I (軽度認知障害)の全国有病率推定値 13%

精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者(特に重度の者)の数

2019/3/31 現在	(単位:人)		
精神障害者保健福祉	祉手帳所持者数	左記のうち後見制度の必要性が高 いとされる者の数	合計
1級	22	146	
2級	124	140	
3級	65	65	
計	211	146	
療育手帳所	持者数	左記のうち後見制度の必要性が高 いとされる者の数	327
А	90	181	
B1	91	101	
B2	172		
計 353		181	

成年後見制度の利用者数

2019/7/31 現在 (単位:人)

分類	本人数	留意点
後見	13	・当該数値は、神戸家庭裁判所(支部を含む。以下「神戸家裁」という。)が管理している本人数の集計であり、その数値は自庁統計に基づく概数であるため、
保佐	5	訂正等が生じる可能性がある。 ・本人数には、未成年後見人が選任された未成年者は含まれず、本人が既に死亡
補助	3	している場合であって、後見人等の管理の計算が完了していない人数は含まれ る。 ・当該数値は、本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む。)を基準とし
任意	0	ており、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。 ・当該数値の対象となる本人は、神戸家裁が管理している本人であり、本人の住
合計	21	所地が播磨町であっても神戸家裁以外の家庭裁判所が管理している本人は含まれない。

町長申立て件数の推移

(単位:人)

根拠法/年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計※
老人福祉法	1					1	2
精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律						1	1
知的障害者福祉法							Ο
合計	1	0	0	0	0	2	3

※いずれの件についても「後見」の分類により審判を請求しています。

成年後見制度利用支援事業利用件数の推移

(単位:件)

対象/年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計※
審判の請求	*					2	2
報酬の補助							0
合計	0	0	0	0	0	2	2

※平成25年度に「審判の請求」の利用が1件ありましたが、後に本人が負担すべき費用との審判が下ったため利用件数には計上していません。

第 4 章 支援体制整備の方向性等

1 国における定義

平成31年3月に「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会」が作成した「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」(以下「基本計画策定の手引き」という。)には、次のようなことが記載されています。播磨町においても「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が機能することを目的として、支援体制を構築することを目標とします。

◎ 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは

地域連携ネットワークとは、「全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい 生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓 口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につな げる地域連携の仕組み」のことです。

地域連携ネットワークは、「チーム」「協議会」「中核機関」から構成されます。このうち「中核機関」は、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局といった地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関とされており、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています。

- ⑤ 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」に求められる3つの役割とは
- (1)権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の 運用に資する支援体制の構築

◎ 「チーム」とは

チームとは、「協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」のことです。

国に計画では、できる限り介護保険や障害福祉のサービス担当者会議等既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、後見等開始前においては、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける機能を果たし、後見等開始後においては、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守るとともに、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

◎ 「協議会」とは

協議会とは、「後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各関係機関等が自発的に協力する体制作りを進める合議体」とされています。また、中核機関が事務局機能を担います。

◎「中核機関」とは

中核機関とは、「専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等、 地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関」です。国の計画では、既存の取 組も活用しつつ、市町村が整備し、(市町村直営又は委託等により) その運営に責任 を持つことが想定されており、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく 役割を担うことが求められています。

また、国の計画では、中核機関が自ら担うべき業務の範囲については、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、一つの機関で全ての機能を満たさなければならない訳ではありません。本計画では、基本計画策定の手引きの記載内容に則って、中核機関を含む権利擁護支援体制の整備の方向性について記述していきます。

基本計画策定の手引きではポイントとして、新しい「箱もの」の整備ではなく、中 核機関や地域連携ネットワークの「機能」をどのように整備し、充実させていくかと いう視点で市町村計画を策定することが指摘されています。

◎ 「中核機関」が担うべき4つの機能とは

- (1) 広報機能
- (2) 相談機能
- (3) 成年後見制度利用促進機能
- (4)後見人支援機能

- (a) 受任調整 (マッチング) 等の支援
- (b) 担い手の育成・活動の促進

(市民後見人や法人後見の担い手等の育成・支援)

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

地域連携ネットワークの 3つの役割	中核機関の4つの機能 (十副次的効果)	国基本計画における 7つの場面
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能	場面① 制度の広報・周知
早期の段階からの相談•対 応体制の整備	相談機能	場面② 相談・発見 場面③ 情報集約
意思決定支援•身上保護を	成年後見制度利用促進 機能	場面④ 地域体制整備 場面⑤ 後見等申立て
重視した成年後見制度の 運用に資する支援体制の 構築	後見人支援機能	場面⑥ 後見等開始後の 継続的支援
1円本	(不正防止効果)	場面⑦ 後見人等の不正防止

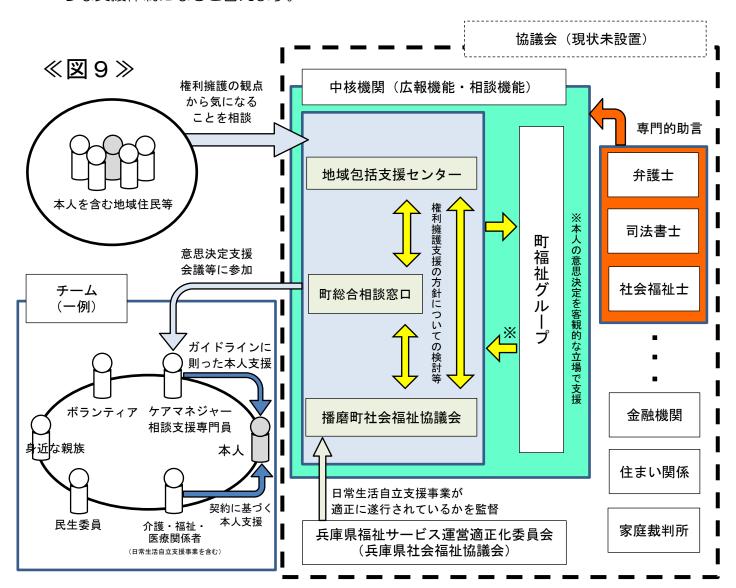
2 支援体制整備の方向性

支援体制整備の方向性を定めるにあたっては、播磨町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の在り方を検討する必要があります。

地域連携ネットワークの中核を担う機関が包括的・一体的に相談対応を行い、必要 に応じて関係者や関係団体等との連携を行うことが合理的である、という考え方があ る一方で人材や財源に限りがあり、規模感や対応能力が不透明な中での「箱物」整備 は実現が難しいという大きな課題があります。

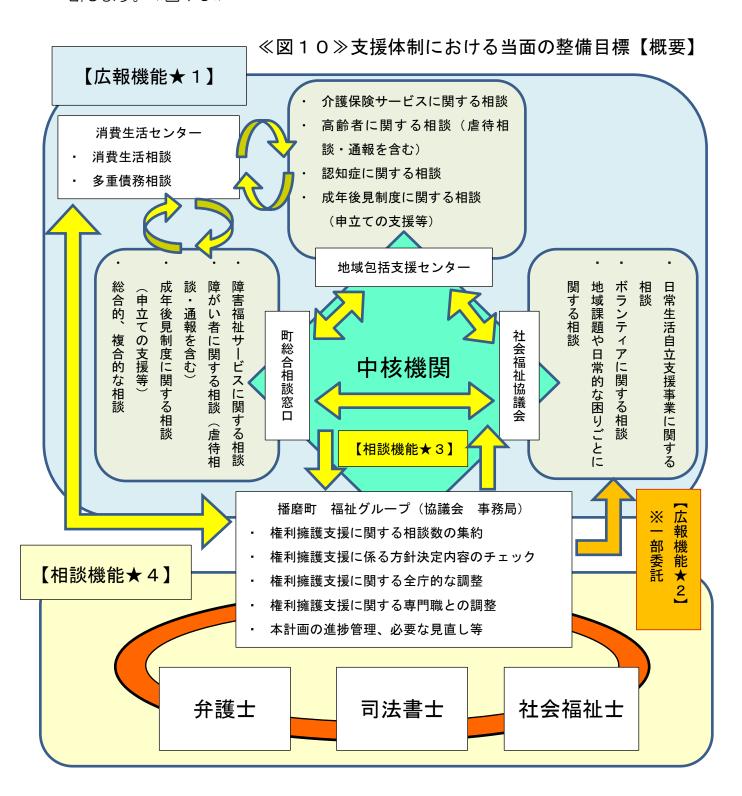
また、播磨町の実情としては、《図6》でお示ししたように《図6》(4)のような地域の課題を地域で解決する体制を支援する明確な組織は定まっておらず、《図6》(3)のようないわゆるご本人に寄り添った支援をしている社会福祉協議会や地域包括支援センター、町総合相談窓口等(以下「地域の相談支援機関」という。)が地域と連携して諸般の課題解決を図っている体制です。

現状の体制を維持しつつ権利擁護支援の観点から機能させると次の≪図9≫のような支援体制になると言えます。



本計画期間については、播磨町において優先して整備すべき支援体制を≪図7≫の 【広報機能★1】、【広報機能★2】、【相談機能★3】、【相談機能★4】として方向付 けます。

取り急ぎ既存の地域の相談支援機関と福祉グループとの連携体制を構築することを目標として整備を進め、当該体制における成果を数値化して評価するとともに問題点等を検討し、包括的に相談対応出来る権利擁護支援センター等の組織の必要性を判断します。《図10》



【広報機能★1】

権利擁護のことに関して「どこに相談に行けば良いか」について、当面の間、「町総合相談窓口」「地域包括支援センター」「播磨町社会福祉協議会」の全てで、権利擁護支援に関する相談に応ずる地域の相談支援機関である旨、周知・広報します。

地域の相談支援機関は、相互に情報共有するとともに各機関での担当分野外の相談 内容については適切な地域の相談支援機関に移管出来るよう、連携体制を構築します。

<評価指標•検討課題>

- □ 権利擁護以外の相談内容について、権利擁護支援の必要があると判断した件数
- □ 権利擁護に関する相談件数(上記による件数を含む)
- □ 上記のうち、庁内各部署及びサービス事業者等からの権利擁護に関する相談内訳
- □ 権利擁護に関する相談のうちアセスメントに専門的助言を活用した件数

<個別指標>

- □ 成年後見制度に関する相談件数(制度に関する相談、利用に関する相談含む)
- □ 成年後見制度に関する申立支援件数(結果的に申立てに至らなかったものを含む)
- □ 成年後見制度町長申立ての具申件数
- □ 日常生活自立支援事業に関する相談件数(制度利用中のものを除く)

【広報機能★2】

町からの委託を受けて播磨町社会福祉協議会にて、権利擁護のことに関して主に地域住民を対象とした権利擁護意識向上についての広報・啓発を行います。

町福祉グループにおいては、庁内各部署に対する権利擁護意識向上や成年後見制度に関する内部研修を行うとともに、庁内窓口業務所管部署や各サービス事業者、医療機関等に対して「権利擁護」や「意思決定支援」に係る広報・周知を行います。

<評価指標・検討課題>

- □ 播磨町社会福祉協議会が開催した講演会、研修等に参加した住民等の人数
- ロ 町福祉グループが実施した内部研修に参加した部署数及び参加人数
- ロ 町福祉グループが実施したチラシ等による広報・周知の対象部署数及びサービス 事業者、医療機関等の数並びに配布数

【相談機能★3】

地域の相談支援機関からの依頼に応じてアセスメント会議に参加し、支援の必要性の検討や適切な支援内容の検討等に対し助言します。

助言は、分野ごとに「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月31日付け障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月厚生労働省策定)」等に応じた本人の意思決定支援が出来ているか、地域の相談支援機関が決定した支援内容は適当か等を客観的な立場で行い、地域の相談支援機関からの依頼があれば専門職からの専門的助言を受けられる体制整備に努めます。

消費生活センターと地域の相談支援機関相互の連携体制構築については、町福祉グループが主体的に整備するものとして、消費生活センターが受理した意思決定支援が必要な案件は地域の相談支援機関に、地域の相談支援機関が受理した消費生活・多重債務対応が必要な案件は消費生活センターに協力を依頼出来る体制の構築を目指します。

〈評価指標・検討課題〉

- ロ 町福祉グループのアセスメント会議参加件数
- ロ 専門的助言を受けられる体制整備は実現したか
- □ 上記が実現している場合、専門的助言を受けた件数
- □ 消費生活センターと地域の相談支援機関の連携体制は構築出来たか
- □ 上記が構築出来ている場合、相互の協力依頼件数

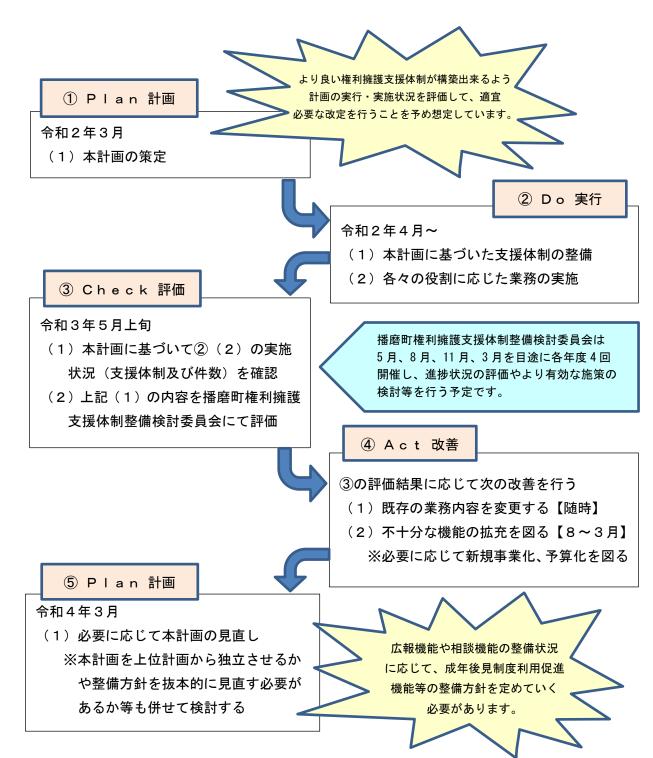
【相談機能★4】

【広報機能★1】、【相談機能★3】により検討した内容が「権利擁護支援の必要あり」であったものについて、権利擁護支援の方針を検討します。案件の内容に応じた適切な専門職の会議への参加が求められているため、必要な助言が得られる体制を整備していきます。

〈評価指標・検討課題〉

- 口 「権利擁護支援の必要あり」となった件数
- ロ 上記件数のうち支援方針内容の内訳
- □ 専門的助言を受けられる体制整備は実現したか
- □ 上記が実現している場合、専門的助言を受けた件数
- □ 上記件数のうち参加した専門職の延べ人数(1件につき複数職種の参加あり)

《図8》の【利用促進機能★5】、【利用促進機能★6】、【利用促進機能★7】、【後見人支援機能★8】、【後見人等の不正防止効果★9】についても整備方針を定め具体的な施策を展開する必要がありますが、先に定めた方向性に基づいて【広報機能★1】~【相談機能★4】の整備を進めるとともに評価指標・検討課題から毎年度「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」として機能しているかについて評価を行い、評価結果に応じて、今後の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の在り方も含めて本計画を見直すこととします。



3 成年後見制度の利用に関する助成制度等の在り方

播磨町においては、成年後見制度の利用に関する助成制度等として、次の取組みを 実施しており、今後も播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会での検討内容や国、県 等の動向を踏まえ、必要に応じた制度の改正を図ることでご本人の資力に関わらず成 年後見制度が利用できる環境の整備に努めます。

(1) 権利の擁護のために必要な援助

地域包括支援センターにおいて、介護保険法第115条の45第2項第2号に 規定される地域支援事業の包括的支援事業(権利擁護業務)、町総合相談窓口等 において、障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定される地域生活支援事業の障害者相談支援事業(権利擁護業務)を実施しています。

具体的には、それぞれの組織で高齢者や障がい者に係る権利擁護についての相談対応や必要に応じた支援(成年後見制度の説明や関係機関の紹介、申立てに関する助言等)を実施しています。

(2) 成年後見、保佐及び補助の開始の審判請求(成年後見制度町長申立て) 判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方のうち、「配偶者 及び2親等以内の親族がいない者」を主な対象者として、老人福祉法(昭和38 年法律第133号)等の法律の規定に基づいた成年後見制度の町長による申立て を実施しています。

(3) (2) に係る費用の負担

成年後見制度の町長による申立てを実施する際、申立てに係る費用を本人が負担することで生活保護法(昭和25年法律第144号)が規定する要保護者となる方等については、手数料や登記印紙代等の必要な経費を町が負担しています。申立ての時点で資力が不明である方については、一時的に町が立て替えますが、後に資力があることが判明した場合は、本人の資産から返還いただきます。

(4) 成年後見、保佐及び補助の報酬の補助

成年後見、保佐及び補助の開始後、本人が負担すべき成年後見人等の報酬について、本人が報酬を負担することで生活保護法が規定する要保護者となる方等に対して1月あたり、在宅の場合は28,000円、入所等の場合は18,000円を上限として補助しています。

資料編

1 播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者等が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行うとともに、これらの者の権利を擁護し、支援する体制を整備するにあたって必要な事項を検討するために、播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 成年後見制度利用促進法第 14 条第1項に規定する基本的な計画の策定及び見直しに関すること。
 - (2) 成年後見制度利用促進法第 14 条第1項に規定する成年後見等実施機関の設立等に係る 支援その他の必要な措置の検討に関すること。
 - (3) 播磨町における市民後見人等(民法(明治 29 年法律第 89 号)第8条の成年後見人、 同法第 12条の保佐人及び同法第 16条の補助人として活動する町民をいう。)の在り方の検 討、養成、支援、推薦等に関すること。
 - (4) 播磨町における法人後見人(民法第8条の成年後見人、同法第 12 条の保佐人及び同法 第 16 条の補助人又は民法第 10 条の後見監督人として活動する法人をいう。)の在り方の検 討、支援、推薦等に関すること。
 - (5) その他播磨町における成年後見制度の推進等に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 弁護士
 - (2) 司法書士
 - (3) 社会福祉士
 - (4) 医師
 - (5) 成年後見制度に関係のある団体の推薦を受けた者
 - (6) 権利擁護、成年後見制度及び地域共生社会等に関する学識経験者
 - (7) 福祉グループ統括及び保険年金グループ統括
 - (8) その他町長が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (運営)

- 第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。 (庶務)
- 第5条 委員会の庶務は、福祉グループにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第4条第1項の規定に関らず、町長が招集する。

2 播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長 (敬称略)

	委員の分類	所属等	氏名
1	要綱第3条第2項第1号	弁護士	◎三好 登志行
2	要綱第3条第2項第2号	司法書士	〇山名 伸彦
			(第1回~第3回)
	- 西郷笠の冬笠の西笠の口	计公词加士	中尾 悦子
3	要綱第3条第2項第3号 	社会福祉士	(第4回)
			森保 純子
4	要綱第3条第2項第5号	兵庫県社会福祉協議会	岸田 彰範
5	要綱第3条第2項第5号	播磨町社会福祉協議会	西野 英三郎
6	要綱第3条第2項第7号	播磨町	浅原 浩一郎
7	要綱第3条第2項第7号	播磨町	藤原 秀樹

3 播磨町権利擁護支援体制整備検討委員会オブザーバー名簿

(敬称略)

	所属	役職	氏名
1	神戸家庭裁判所姫路支部	主任書記官	和田 美奈子

4 播磨町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)の成年後見制度の利用を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

- 第2条 この要綱に基づく支援は、次のとおりとする。
 - (1) 成年後見審判、保佐審判及び補助審判(以下「成年後見審判等」という。)の請求並びに請求に要する費用
 - (2) 成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)の業務に対する報酬の補助

(審判の請求)

第3条 成年後見審判等の請求は、町長が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、各規定に定める者 について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行うものとする。

(審判の請求の種類)

- 第4条 町長が行う審判の請求の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89条)第7条)
 - (2) 保佐開始の審判(民法第11条)
 - (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判(民法第13条第2項)
 - (4) 保佐人に代理権を付与する審判(民法第876条の4第1項)
 - (5) 補助開始の審判(民法第15条第1項)
 - (6) 補助人に同意権を付与する審判(民法第17条第1項)
 - (7) 補助人に代理権を付与する審判(民法第876条の9第1項)

(審判の請求の対象者)

- 第5条 審判の請求の対象者は、町内に居住する要支援者のうち次の各号のいずれかに該当する者で、町長が本人の保護のために審判の請求を行うことが必要と認めたものとする。
 - (1) 配偶者及び2親等以内の親族がいない者
 - (2) 配偶者又は2親等以内の親族があっても、音信不通等のため、審判の請求を行うことが期待できない状況にある者
 - (3) 配偶者又は2親等以内の親族がある場合において、当該親族による虐待、財産の侵害の事実がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族の存在が明らかである者は、審判の請求の対象者としない。

(審判の請求の判断)

第5条の2 町長は、審判の請求を行うにあたり、要支援者について、次の各号に揚げる事

項を総合的に考慮し、その必要性を判断するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の健康状態、生活の状況及び資産の状況
- (3) 本人の親族等の存否及び成年後見等にかかる審判の請求を行う意思の有無
- (4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

(審判の請求の費用負担)

- 第6条 審判の請求の対象者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、審判の請求に 必要な手数料、登記印紙代及び鑑定(診断書の作成)費用等(以下「審判の請求に要する 費用」という。)は、町の負担とする。
 - (1) 審判の請求に要する費用の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
 - (2) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者である者
 - (3) 審判の請求の費用を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、町があらかじめ支出し、審判により選任された成年後見人等に当該費用を請求するものとする。

(成年後見人等の支援対象者)

第7条 成年後見人等の支援を受けることができる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人で、かつ、町内に居住する者とする。

(成年後見人等の報酬の補助)

- 第8条 前条に規定する者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、後見、保佐又は補助(以下「後見等」という。)の開始後に必要な成年後見人等の支援については、町が補助できるものとする。
 - (1) 成年後見人等の報酬の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
 - (2) 現に生活保護法に定める被保護者である者
 - (3) 成年後見人等の報酬を負担することで、生活保護法に定める要保護者となる者 (補助対象及び補助額)
- 第9条 補助対象は、後見等の開始後に必要な成年後見人等の報酬の費用とする。
- 2 補助額は、予算に定める額を上限とし、次の各号に定める額のうちいずれか低い方の額とする。
 - (1) 家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項又は50の項に規定する報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した報酬の額から、被後見人等が負担できると町長が認めた額を控除した額
 - (2) 報酬付与の審判の際に後見人が業務に従事したと認定された期間のうち、1月当たりの金額を被後見人等が在宅である月にあっては28,000円、被後見人等が施設等へ入所中の月にあっては18,000円を上限として計算した額。ただし、月の途中で補助額の区分が変わった場合又は報酬付与期間が月の途中であった場合は日割計算により計算した額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(補助金の申請)

- 第10条 利用者の成年後見人等は、町長に利用者が負担すべき利用者の成年後見人等に対する報酬の金額を記載した播磨町成年後見制度利用支援補助金交付申請書(様式第1号)により申請するものとする。
- 2 前項に定める補助金交付申請は、報酬付与の審判のあった日から起算し、60日以内に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、交付申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに補助の適否を決定し、播磨町成年後見制度利用支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、利用者の成年後見人等に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第12条 前条の補助金交付決定通知を受けた利用者の成年後見人等は、播磨町成年後見制度利用支援補助金請求書(様式第3号)により、町長に請求するものとする。
- 2 補助金の交付は、利用者の成年後見人等が指定した預金口座に振り込むものとする。 (補助金の返還)
- 第13条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対して、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (委任)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月22日要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月28日要綱第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月9日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月11日要綱第18号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

5 認知症高齢者の日常生活自立度等の判定基準

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断に当たっての留意事項及び提供されるサービスの例
Ţ	何らかの認知症を有 するが、日常生活は 家庭内及び社会的に ほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。 相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の 阻止を図る。
П	日常生活に支障を来 たすような症状・行動 や意思疎通の困難さ が多少見られても,誰 かが注意していれば 自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。
Ша	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでにできたことにミスが目立つ等	
Пb	家庭内でも上記 II の 状態が見られる。	服薬管理ができない, 電話の 対応や訪問者との対応等一人 で留守番ができない等	
Ш	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来たすような行為や意思疎通の困難さがランクIIより重度となり、介護が必要となる状態である。 「ときどき」とはどれくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。
Ша	日中を中心として上記 皿の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が 上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物 を拾い集める、徘徊、失禁、大 声、奇声をあげる、火の不始 末、不潔行為、性的異常行為	在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、 訪問指導や、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用し、 これらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応 を図る。
Шь	夜間を中心として上記 皿の状態が見られる。	ランクⅢa と同じ	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク亚と同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランク皿と同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅サービスを続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設つの特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄, 妄想, 興奮, 自傷・他 害等の精神症状や精神症状 に起因する周辺症状が継続 する状態等	ランク I ~IVと判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門病棟を有する老人保健施設等での治療が必要になったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

精神保健福祉手帳の障害等級

1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

療育手帳の障害程度

	精 神 面 (知能指数)	生活面	行動面	看護面			
A (重度)	IQ ~35	食事・排泄・着脱衣・寝 具の始末・洗面・入浴 等の基本的な日常生 活が全般的又は部分 的に直接手にかけて 介助する必要がある。	興奮、拒否、自閉等の 行動があるため、常時 注意が必要である。	疾病又は障害(身障1 級〜3級)のため、治 療、看護や常時注意 が必要である。			
B1 (中度)	IQ 36∼50	同上のことが大体一人 でできるが、なお不完 全なために言葉でその 都度指示する必要が ある。	情緒、行動面に注意が 必要である。	疾病又は軽度の障害 等があり、治療、看護 はほとんど必要ない が、注意が必要であ る。			
B2 (軽度)	IQ 51~75	同上のことがすべて一 人でできる。	情緒、行動面に注意を 必要としない。	身体的に健康で、治 療、看護等の必要がな い。			
	発達障害と診断され、かつ、こども家庭センター所長又は知的障害者更生相談所長が自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により、療育又は日常生活上の支援が必要と認めたものは、原則として「B2」とする。						

(平成24年4月1日改正 兵庫県療育手帳判定要領)

6 第3期播磨町障害者計画·第5期播磨町障害福祉計画·第1期播磨町障害児福祉計画~抜粋~

第5章 施策の展開<1>

1 まもる ~権利擁護のまちづくり~

(1)理解の促進

障がいのある人もない人も同じ人権を持っていて、大切な人として認められ、生きる権利があります。障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、地域で暮らすすべての人が、一人ひとりを大切にする共生の社会をつくる必要があります。 アンケート調査の結果では、障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なこととして、学校での福祉教育の充実や障がいのある人との交流、広報・啓発の充実などがあげられています。

保育・学校教育をはじめ、地域活動などを通じて地域住民に対し、障がいのある 人が感じている社会的な壁をなくし、合理的な配慮がなされるための啓発を行いま す。

また、必要な情報を誰もが遅延なく入手できるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

項目	施策の内容		
啓発・広報の推進	○ すべての地域住民及び関係機関・団体・事業所等に対し、障がいについての理解が深まるよう、広報や町のホームページ・研修会・講演会・イベントなどを通じて社会的障壁をなくす啓発を行います。 ○ 精神障がいのある人の社会復帰の取組を広く地域住民に知ってもらう機会を増やします。 ○ ヘルプカード及びヘルプマークについて、啓発を行い、理解の促進に努めます。		
情報バリアフリー化の 推進	 ○ 福祉に関する制度改正等があった場合は、必要に応じてパンフレット等の作成や、「福祉のしおり」を見直します。 ○ 「声の広報」や時刻表の点字翻訳など生活の情報を定期的に提供します。 ○ 双方向の情報提供のために新しく開発された機器等の情報提供や、必要に応じて給付を行います。 		

項目	施策の内容		
情報バリアフリー化の 推進	 広報やホームページなどについて、文字の大きさやフォント、色彩、ルビなどに配慮し、誰にとっても見やすく、わかりやすい情報提供の工夫に努めます。 手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を通じ、聴覚障がい等がある人の社会参加促進に努めます。 		
ふれあいの促進	 障がいのあるなしにかかわらず、子どもから大人まで誰もが参加しやすい交流の機会を増やし、交流活動の充実を図ります。 播磨町障害児・者スポーツ振興協議会が主催するユニバーサルスポーツ交流大会の広報等に努めるとともに、障がいのある人もない人も共に交流を深める場として、積極的な参加を地域住民に呼びかけます。 		
福祉教育の推進	○ 園児・児童・生徒が障がいについて学べる機会を増やし、保育・教育内容の充実を図ります。 ○ 小学校・中学校ともに、カリキュラムに沿った福祉学習を行うとともに、障がいへの理解を深め合理的配慮ができるように努めます。		

(2) 差別解消及び権利擁護の推進

障がい者への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をめざして、「障害者差別解消法」が平成 28 (2016) 年に施行されました。「障害者差別解消法」では、差別扱いはもちろんのこと、合理的配慮をしないことも差別になると規定しています。

アンケート調査の結果では、一般住民の 14.2%が障がいのある人が差別されたりにできたいるのを見たことがあると回答しており、障がいのある人では何らかの権利侵害を受けたことがあると答えた人が 44.8%あり、差別の解消と合理的配慮の普及に向けて、いっそうの取組が重要となっています。

すべての地域住民・事業所・団体等に差別の禁止と合理的配慮の提供を浸透させ、 障がいのある人に対する差別や偏見を取り除き、虐待などがなくなるよう、啓発を 行う必要があります。

また、親の高齢化と本人の高齢にともなう障がいの重度化を背景に、成年後見制度利用の必要性は高まっています。そのため、制度の周知と利用促進を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、障がいや判断能力に不安がある人などすべての人の権利が守られるネットワークづくりを進めます。

項目			施策の内容
	継続	0	事業所への苦情に関する相談窓口や、不正や不祥事の 事実を調査・報告する第三者委員会の周知を利用者に 行い、苦情処理の取組を通して、サービスの質の向上 を図ります。
差別解消に向けた取組の 推進	新規	0	障がいのある人に対する差別の禁止と合理的配慮の 提供が浸透するよう、住民団体・医療機関・民間事業 者・地域住民等と共に広報・啓発を推進します。 「障害者差別解消法」に基づき町で定めた「播磨町職 員接遇マニュアル」の内容が全職員に周知され、また 実践においてその内容が遵守されるよう、職員への啓 発を継続的に行います。
成年後見制度等の 利用促進	継続	0 0	成年後見制度や福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)等の周知に努め、制度の利用促進を図ります。 住民と協力して権利擁護支援のためのネットワークを構築し、福祉のまちづくりを進めます。 権利擁護支援員の養成、相談員や支援者等に対するバックアップを行う「権利擁護支援センター」の設置を検討します。
	新規	0	播磨町権利擁護まちづくり委員会等と連携し、成年後 見制度における法人後見支援事業を適切に行うこと ができる法人の確保に努めます。
虐待防止対策の推進	継続	0	播磨町障害者虐待防止センターをはじめとする相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関・団体等と連携して、問題の解決に向けた支援を行います。
た 10 例 正方 水の作品	新規	0	障がい者福祉に関わるサービス提供事業者との連携 を強化し、サービス提供状況を常に把握するととも に、適切なサービスが行われるよう支援に努めます。
消費生活における 相談支援	継続	0	消費生活センター等と連携し、消費者トラブルに関する情報発信を行うとともに、被害にあった人の救済について必要な情報提供と救済のための相談支援を行います。

(3) 相談体制の充実

障がいのある人が公的な支援とつながるためには、行政や関連機関にいつでも相談できる環境を整備し、本人及び家族が必要とする支援やサービスの情報を提供する体制が必要です。

アンケート調査の結果でも、毎日の生活を送るうえで特に必要な支援・サービス として相談支援体制の充実を望む声が多く、また、福祉サービスの情報の入手先も 多岐にわたっていることがわかります。

このため、さまざまな相談を一元的に受け付け、支援につなげる、総合的な相談 支援体制の構築に向けて取り組むとともに、すべての人に必要な情報が行き届くよ うな体制づくりに努めます。

項目	施策の内容	
	継続	○ さまざまな相談を一元的に受け付け専門的支援にまで つなげる総合的な相談窓口の整備に努めます。○ 研修会や相談者同士の連絡会を積極的に行い、障害者 相談員や民生委員・児童委員等と播磨町地域自立支援 協議会が連携し、身近な地域での相談活動を支援しま す。
総合的な相談支援の推進	新規	 ○ 相談者にとって必要な支援が提供できるよう、相談内容から問題や課題をくみ取り、整理するとともに、庁内各グループと連携できる、職員のコミュニケーション能力や課題解決能力等の育成に努めます。 ○ 障害者ケアマネジメントを関係者が合同で研修することにより、相談支援の質の向上を図るとともに、その取組を障がいのある人や関係者にも理解していただけるよう、啓発に努めます。
専門職種の育成・確保	新規	○ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの専門職をはじめ、障がいについての理解がある介護職員等、専門知識を持つ人材の確保・育成に努めます。○ サービス提供事業者に対する研修の実施や関係機関同士のネットワークの活用により、業務の質の向上を図ります。

項目	施策の内容		
ボランティアの育成	 ○ 障がいのある人の見守りや日常生活の支援を行う権利 擁護支援員等の養成に取り組むとともに、修了者の活 動の場の提供と活動の支援に努めます。 ○ 播磨町社会福祉協議会ボランティアセンターをボラン ティアの拠点とし、ボランティアと支援を必要とする 人とをつなぐコーディネート機能や、ボランティア同 士の連携機会の充実を継続的に推進します。 		
	 節がいのある人によるピアカウンセリングやボランティア活動の育成・支援に努めます。 広報・ホームページや学校などを通じてボランティア活動の広報に努め、ボランティア活動に対する地域住民の理解促進を図ります。 		

(4) 防災・防犯への対応

障がいのある人をはじめ、誰もが安心して暮らすためには、災害時や緊急時への備えだけでなく、毎日の生活におけるふれあい、見守りや声かけなどの日常的な取組が重要となっています。

アンケート調査の結果をみると、災害発生時に困ることとして避難先の設備等に ついて心配する声が多く、普段からこれらの整備に努めることが重要となっていま す。

このため、障がいのある人が災害や犯罪から身を守るために必要な情報を日頃から積極的に周知・啓発するとともに、災害時の情報伝達手段・支援体制の整備、避難所や福祉避難所の設備や運用体制の整備などを継続的に実施し、自助・共助・公助による防災・防犯体制の強化に努めます。

項目	施策の内容		
防犯・交通安全対策の	継続	○ 防犯パトロールの実施、地域住民による見守り、声かけ、各種団体や関係機関による防犯活動を通じ、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組の充実に努めます。	
推進	新規	O 関係機関の協力を得ながら、障がいのある人や高齢者 等の特性に配慮した交通安全教育や見守り運動など の活動を行います。	

項目		施策の内容
緊急時における安全確保	継続	 ○ FAX119番・110番、NET119番を周知するとともに、手話通訳者及び要約筆記者の要請、通報があった場合の通訳体制について検討します。 ○ 災害等の緊急時において、必要な情報が行き届くよう、「防災安心ネットはりま」や「緊急速報メール」「防災情報テレホンサービス」等の周知に努めるとともに、障がい特性に応じた多様な情報媒体、情報発信手段について、研究を継続します。
	新 規	○ 災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、避難行動要支援者名簿への登録と適正な管理を行い、必要があれば本人の同意を得たうえで、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会等と情報を共有します。
	継続	○ ハザードマップや出前講座を活用し、防災に関する知識の普及や障がいのある人自らの行動の仕方について、認識を深めます。
災害時の対処に向けた 啓発	新規	○ 合理的配慮に基づいた「災害時の避難マニュアル」及び支援者向け「サポートマニュアル」を策定し、その周知・活用を図ります。○ 地域で行われる防災訓練・防災体験等に障がいのある人の参加が促進されるよう、啓発や働きかけを行います。
	継続	〇 特別養護老人ホームや障害者支援施設等の入所施設 を福祉避難所として指定することを検討します。
福祉避難所の確保	新 規	○ 指定避難所及び福祉避難所について、障がいに応じた 施設運用ができるよう、定期的に点検・見直しを行い ます。
避難支援計画及び マニュアル作成支援	継続	○ 災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、自主防災組織と連携しながら、要支援者の避難支援計画(個別計画)の作成や、避難所ごとの避難所運営マニュアル作成に取り組みます。

7 播磨町高齢者福祉計画(第8次)及び介護保険事業計画(第7期) ~抜粋~

第7章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

第1節 権利擁護支援体制の充実

高齢化に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、誰もが安心して暮らせるよう、国においては、平成28年(2016年)4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、同年5月に施行され、成年後見制度の利用を促進しています。

本町においても、判断能力の変化に応じた支援が切れ目なく、一体的に確保できるよう、関係機関と連携しながら、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用等、権利擁護に関しての知識の普及や相談体制を整備し、制度の利用促進に努めます。

(1)権利擁護体制の充実

播磨町権利擁護まちづくり委員会を設置し、権利擁護に関する知識の普及や権利擁護支援を推進するためのネットワークの構築を図っています。また、地域に暮らす身近な支援者として日常生活のサポートを行う「権利擁護支援員」の養成を行いました。また、社会福祉協議会において、養成した権利擁護支援員の活動のサポートを行い、市民後見人養成に向けたフォローアップを実施しています。

権利擁護支援員養成講座	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数(回)	15	13	0
参加延人数(人)	227	202	0
登録者数(人)	26	46	46

今後の施策展開

高齢者や障がい者等への虐待及びその他の権利侵害の防止、高齢者の権利を守るための支援等、権利擁護支援センター機能を備えた地域における総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、認知症の人の増加に伴い、成年後見の必要性が高まることから、弁護士などの専門職と連携を図り、市民後見人の養成、法人後見の推進に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進

高齢者世帯や認知症高齢者が増加している中、判断能力が不十分な高齢者の権利を守るためには、制度の普及と利用促進が必要です。地域包括支援センター等で、成年後見に関する相談に対応し、支援が必要な高齢者が円滑に制度を利用できるよう、情報提供や制度利用について支援を行っています。また、成年後見制度が必要な高齢者で、成年後見審判の申立てを行う親族等が存在しない場合、町

長が家庭裁判所へ審判の請求を行う等「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

制度の普及に関しては、播磨町権利擁護まちづくり委員会と連携し、パンフレットの作成や講演会の開催等、周知活動に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談数(件)	26	44	38
町長申立て数(件)	0	0	0

今後の施策展開

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まるものと見込まれることから、判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守るため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、福祉サービス援助事業や成年後見制度の利用支援等の制度の一層の普及を図るとともに、適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図ります。

(3) 福祉サービス利用援助事業の利用促進

成年後見制度以外にも、社会福祉協議会との連携により、福祉サービス等の利用手続きや日常的な金銭管理等が自分だけでは難しい方を対象に福祉サービス利用援助事業の利用による支援を行っています。事業に関する相談は年々増加しており、利用者も微増しています。今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、利用者の増加に対応するため、事業の担い手となる生活支援員の確保に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人)	11	14	12

今後の施策展開

今後も利用者の増加が見込まれることから、支援が必要な高齢者の判断能力に応じた適切な支援が行えるよう、事業の周知を行うとともに、事業を実施する社会福祉協議会との連携を図ります。

第2節 高齢者虐待防止の推進

高齢者が増加する中で、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくためには、権利を守る仕組みづくりが重要となります。家庭内や施設内での高齢者への虐待を未然に防止するため、高齢者虐待の早期発見、予防、虐待を行った養護者への支援を行う仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

(1) 高齢者虐待防止に対する普及啓発

地域包括支援センターと連携し、本町における虐待対応フローの共有を行いました。介護支援員へのアンケート調査では、高齢者虐待を経験したことのある人の割合は6割を超えており、虐待防止に向けた一層の取り組みが求められています。

このことから、虐待の相談窓口を明確に周知するとともに、権利擁護まちづく り委員会と連携し、虐待防止に向けた講演や介護サービス従事者や施設の管理者 等を対象にした虐待防止研修を進めていきます。

今後の施策展開

今後も、高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、相談通報窓口である地域包括支援センター職員の対応力向上に向けた取り組みを行うとともに、地域住民や関係者に対する虐待防止に向けた啓発を行い、相談通報窓口の周知を図ります。

(2) 関係機関とのネットワークの構築

虐待発生の要因は複雑多岐になり、迅速かつ適切な対応を図るためには関係機関との連携が必要であることから、警察、法律職、介護保険サービス事業者との 定期的な連絡会を開催し、ネットワークの構築を推進します。